

公 示

「河川災害時の応急復旧業務に関する協定（電気設備）（通信設備）」の申請について
標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和5年12月19日

国土交通省 関東地方整備局

荒川上流河川事務所長

村田 啓之

記

1. 協定の目的

荒川上流河川事務所が管理する河川施設等において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- | | |
|----------|---|
| (1) 協定書 | 別冊のとおり |
| (2) 協定区間 | 荒川上流河川事務所直轄管理全区間（別紙一参照） |
| (3) 協定内容 | 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、電気設備又は通信設備に関する応急復旧等を想定している。 |
| (4) 協定区分 | 電気設備、通信設備
(なお、設備ごと及びすべての設備に申請することも可とする。) |
| (5) 協定期間 | 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで |

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち定期受付において、申請する各協定区分において以下に示す区分に申請を行い受理されている者で、令和6年4月1日に認定がなされる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
 - ・協定区分が電気設備の場合は、「電気設備工事」
 - ・協定区分が通信設備の場合は、「通信設備工事」
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書類の提出期限の日から協定締結までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

- (6) 訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
- なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法があるが、いずれの方式でもよい。

4. 申請資料の作成及び提出に関する事項

(1) 提出様式は下記のとおりとする。

- ・申請書（様式－1）
- ・調査票（様式－2）

※令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格審査の申請書が受理されていることを証する資料（受付票又は受付印の押されている当該申請書の写し）を添付すること。

※調査票は令和5年12月1日現在で作成すること。

(2) 申請における審査基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

評価項目	審査基準	欠格要件
協定に基づく出動要請を行った場合の技術者の可否 (様式－2)	<p>【協定区分：電気設備】</p> <p>下記資格等を1つ以上有している技術者の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士 (電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る）) ・1級又は2級電気工事施工管理技士 ・建設業法第7条第2項イ、ロに定める者。 (イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。) 	資格等の保有者がいない場合
	<p>【協定区分：通信設備】</p> <p>下記資格等を1つ以上有している技術者の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級又は2級電気通信工事施工管理技士 ・技術士 (電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る）) ・建設業法第7条第2号イ、ロ、ハで定める者 (イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。) 	資格等の保有者がいない場合
協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否 (様式－2)	派遣できる作業員の人数。 なお、協力会社の人数を含めても良い。	作業員を確保できない場合

過去の関東地方整備局における工事で元請として施工した実績 (様式－2)	<p>【協定区分：電気設備】</p> <p>平成20年4月1日以降に関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）において、元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した 1) 対象工事に示す設備に関する以下のいずれか1つの実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設又は維持工事の施工実績 <p>1) 対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力供給事業者との財産分界点より高圧受変電設備までの高圧電源ケーブルを敷設（新設、引き替えまたは切り回し）した工事 	施工実績が無い場合
	<p>【協定区分：通信設備】</p> <p>平成20年4月1日以降に関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）において、元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した 1) 対象設備に示す設備に関する以下のいずれか1つの実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守又は点検業務実績 ・新設又は修繕工事の施工実績 <p>1) 対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバケーブル ・多重無線装置 ・自動電話交換設備 ・ネットワーク設備 ・テレメータ設備 ・CCTV設備 	
過去2年間の工事成績評定点の平均点	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の令和2年4月1日から令和5年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	60点未満

(3) 申請書類の提出

1) 担当部局

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町3-12

国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所 防災対策課

TEL 049-246-6384

E-mail abe-k8310@mlit.go.jp

2) 申請書類等の交付

荒川上流河川事務所のホームページにて交付する。交付期間は令和3年2月5日（金）までとする。

ホームページアドレス：<https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo00481.html>

上記交付方法による入手ができない場合は、記録媒体（CD-R等）を1) 担当部局に持參することにより電子データを交付するので、事前に上記1) 担当部局にその旨連絡し、1) 担

当部局に記録媒体を持参すること。

受付期間は令和6年2月2日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分～17時15分までとする。

3) 申請書及び資料の提出方法、受付期間及び受付場所

申請書類は下記の受付期間内に受付場所へ郵送（書留郵便に限る。）するものとし、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

① 受付期間

令和5年12月19日（火）から令和6年2月2日（金）までとする。（当日消印有効）

② 受付場所

4. (3) 1) 担当部局と同じ

③ 提出部数

1部（A4サイズ）

5. 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等に対する質問は、以下のとおりとする。

(1) 提出方法

郵送により提出すること。FAX、電子メールでも可。

(2) 受付期間

令和5年12月19日（火）から令和6年1月15日（月）17時15分まで（必着）

(3) 提出場所

上記4. (3) 1) 担当部局と同じ

(4) 質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行う

① 閲覧方法：閲覧を希望する者は別紙一2にて申し込みを行うこと。記載されたアドレスに電子メールにて返送します。

なお、回答書の取扱いについては、申込書の記載の内容を遵守すること。

② 期間：回答を作成後、令和6年1月24日（水）までに送信します。

6. 選定結果の通知

申請書を審査の上、「河川災害時の応急復旧業務に関する協定（電気設備）（通信設備）」の選定結果を申請者に書面にて通知するとともに、荒川上流河川事務所の掲示板に掲示する。

また、電気、通信設備の両協定区分に申請し、共に選定された場合は協定区分毎に通知します。

なお、通知は令和6年2月27日（火）を予定している。

7. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、荒川上流河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができる。なお、郵送（書留郵便に限る。）するものとし、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年2月27日（火）から令和6年3月5日（火）までとする。（必着のこと。）

(2) 提出場所

4. (3) 1) 担当部局と同じ。

(3) 回答期限及び方法

令和6年3月12日（火）までに書面により回答する。

8. 災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「河川災害時の応急復旧業務に関する協定書（電気設備）または（通信設備）」を2部作成し提出すること。作成については、別紙－3「協定書の作成について」を参照すること。

なお、郵送（書留郵便に限る。）によるものとし、FAX、電子メールによるものは受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年2月27日（火）から令和6年3月19日（火）までとする。

(2) 提出場所

4. (3) 1) 担当部局と同じ

(3) 協定書の返却期限

令和6年3月26日（火）までに1部を返却致します。

9. その他

(1) 申請資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された申請資料は、協定申請審査以外の目的で無断使用しません。

(2) 提出された申請資料は、返却しません。

(3) 災害協定締結後の連絡先及び調査に協力すること。

本協定締結後、所定の書式により緊急時、平常時の連絡先及び技術者・作業員数等の状況を調査致します。調査内容、時期は以下のとおり。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

・技術者・作業員の人数調査

協定に基づく出動可能な技術者的人数及び作業員の人数

・他機関との協定状況

他機関と災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

・毎年4月期に依頼する。

③提出先

・4. (3) 1) 担当部局と同じ。

④提出方法

・電子メール、郵送、又は持参による。

(4) 管内出張所の所在地等

①熊谷出張所

埼玉県熊谷市箱田5-7-1

電話；048-522-0612

②越辺川出張所

埼玉県東松山市高坂973-3

電話；0493-34-3129

③入間川出張所

埼玉県川越市小堤字八幡154-2

電話；049-231-0458

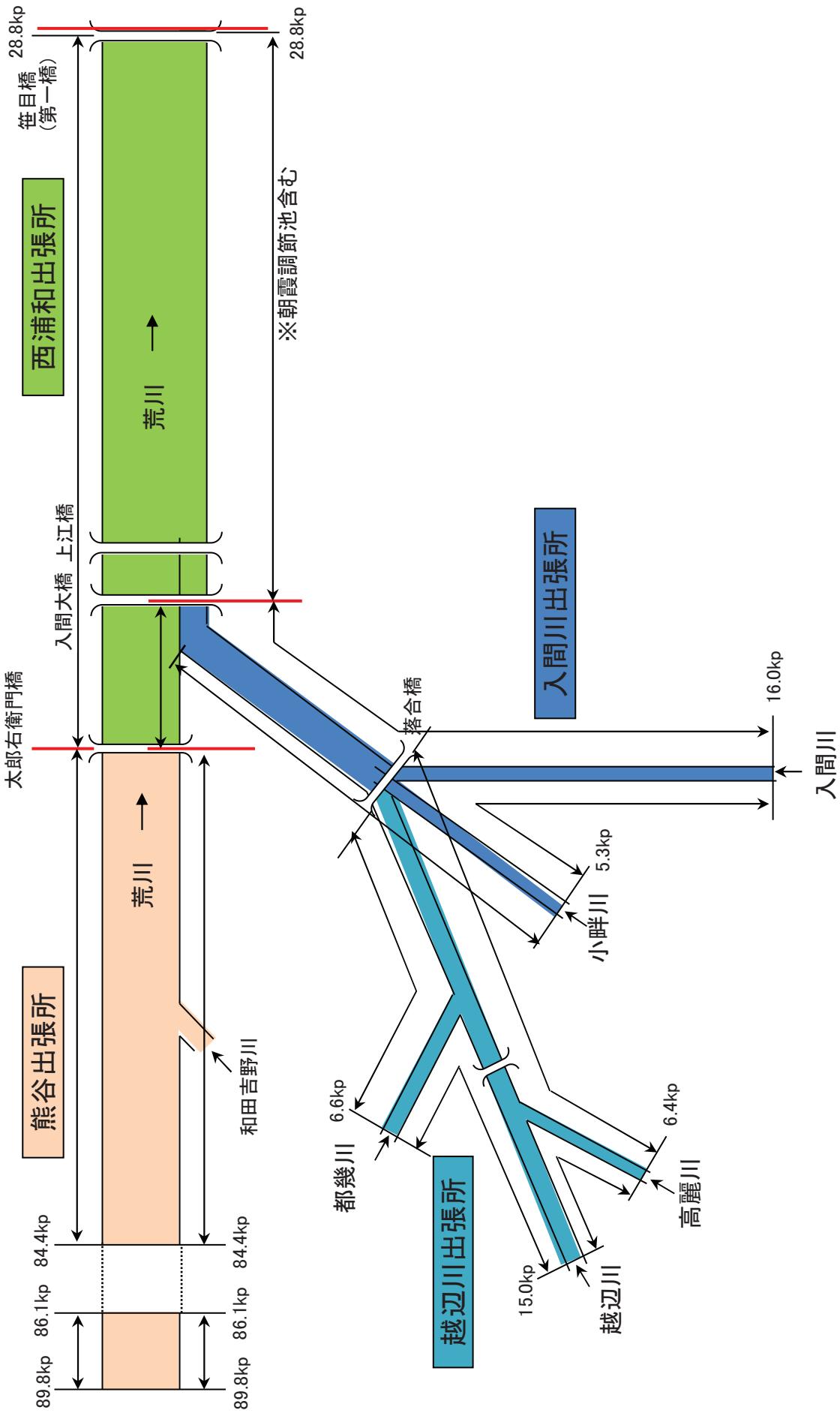
④西浦和出張所

埼玉県さいたま市桜区田島8-17-1

電話；048-861-9129

「河川災害時の応急復旧業務に関する協定」締結区間(全出張所対象)
(令和6年4月1日～令和9年3月31日)

荒川上流河川事務所管内 出張所別管理区間



質問回答閲覧申込及び誓約書

関東地方整備局 荒川上流河川事務所 防災対策課長 宛て

令和〇〇年〇〇月〇〇日

質問回答の閲覧を希望します。

なお、閲覧にあたり説明事項を理解し、誓約事項について遵守します。

協定名	河川災害時の応急復旧業務に関する協定（〇〇〇）
会社名・ 代表者等氏名	〇〇〇〇コンサルタント（株） 代表者 〇〇 〇〇
担当者名	〇〇部〇〇課 氏名〇〇 〇〇
担当者連絡先	TEL：〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇 メールアドレス：〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp

＜誓約事項＞

□に✓または塗り潰して下さい。

<input type="checkbox"/>	閲覧申し込みにあたって、別紙－2（説明事項）を理解した上で、記載の通り取り扱います。
<input type="checkbox"/>	送信データは、善良なる管理者の注意義務を持って管理します。

申し込み先：荒川上流河川事務所 防災対策課

TEL：049-246-6384

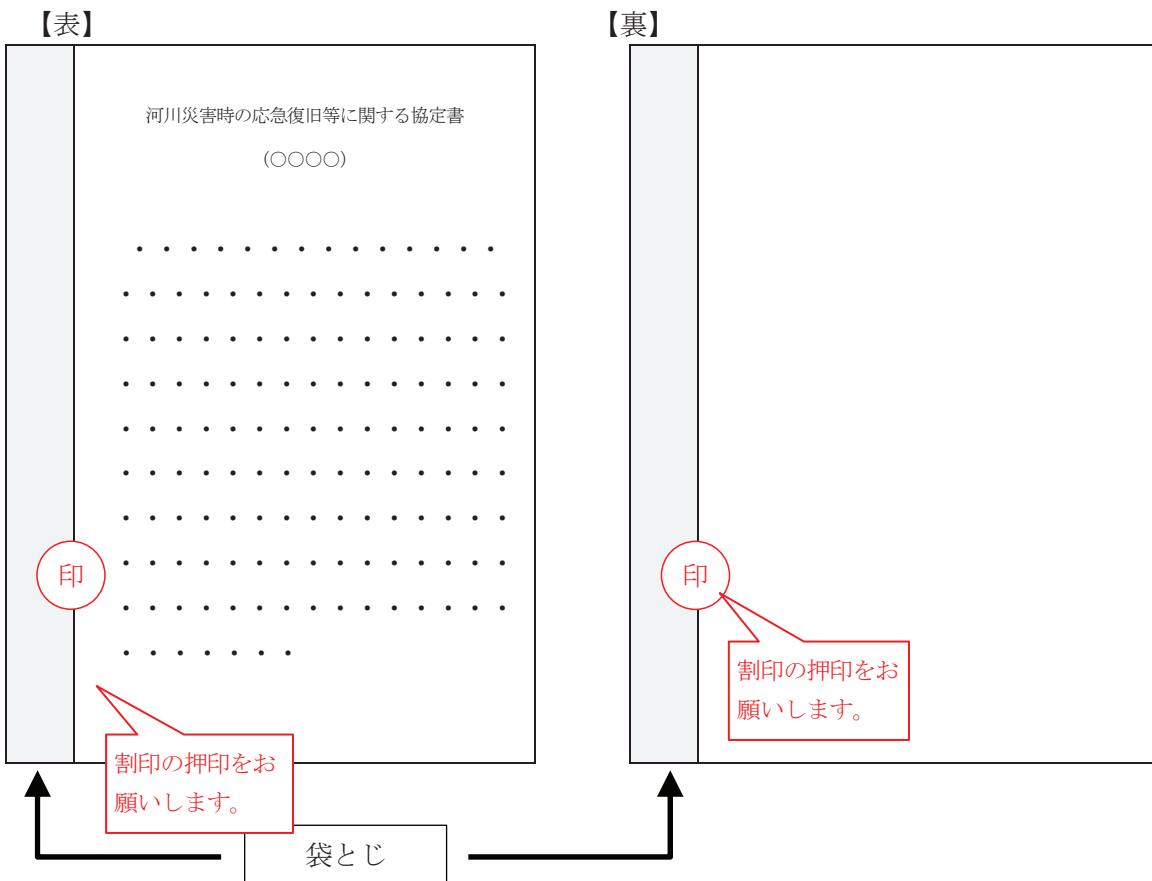
メール：abe-k8310@mlit.go.jp

<閲覧申込にあたっての説明事項>

- ①. 前項に記載の申し込み先へ、電子メールにより申し込んでください。
- ②. 会社名は参加表明者名と合わせてください。委任による場合は被委任者名で構いません。
- ③. 本説明事項をご理解の上、同意する場合、下欄の誓約事項の□に☑または塗り潰して下さい。
誓約できない場合、閲覧は出来ません。
- ④. 本申込及び誓約書のメール受信後、発注者より上記アドレスに送信します。
- ⑤. 案内メール及び複製データは、申請者のみが利用できるものとし、発注者の許可無く第三者への提供を固く禁じます。
- ⑥. 送信データは、印刷、又は改変を禁じます。
- ⑦. 送信データは、本協定の資料作成のために供されるものあり、本協定についてのみ有効です。
また他の目的での使用を禁じます。
- ⑧. 送付資料は、本協定申請に参加しない場合、途中で辞退する場合、又は非協定者となった段階で、速やかに全て復元不可能な形で破棄・消去するものとします。

協定書の作成について

- 協定書は、A4袋とじとし、白黒で作成してください。
- 協定区分が複数ある箇所（下記）は、申請した区分を選択して記載してください。
次のいずれかを記載：ゲート設備、ポンプ設備、災害対策用機械
次のいずれかを記載：電気設備、通信設備
- 協定の締結日は空欄としてください。（事務所長印を押印後、当方で記入します。）
- 協定締結者は、申請書に記載した代表者としてください。
(異動等があった場合は後任者としてください。)
- 割り印をしてください。（下図参照。中間ページに割り印は不要です。）
- 協定書の構成は、以下のとおり綴ってください。
 - ・協定書
 - ・別紙－1 協定締結対象区間



様式－1

協定参加申請書

令和 年 月 日

国土交通省関東地方整備局

荒川上流河川事務所長 様

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番

代 表 者 〇〇建設株式会社

代表取締役社長

〇〇 〇〇

印

令和5年12月19日付けで公示のありました「河川災害時の応急復旧業務に関する協定(電気設備)(通信設備)」に参加したく申請書を提出します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと、ならびに参加申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

担当者：〇〇 〇〇

部署：〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号 (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(内〇〇〇)

様式－2

河川災害応急復旧業務に関する調査票

会社名:○○会社(株)

1. 河川災害時の応急復旧業務に関する協定における申請区分

電気設備	通信設備
------	------

※ 申請する区分について、○をつける。なお、両設備に申請する場合は両方に○をつけること。

2. 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者の可否

【協定区分】 電気設備

所有資格	人数	備 考
1級電気工事施工管理技士	人	
2級電気工事施工管理技士	人	
技術士	人	
建築業法第7条第2号イ、ロ、ハで定める者	人	
合計	人	

※ 会社に所属する派遣可能技術者の全ての人数を記載し、同一人物が複数の資格を所有している場合は、記載されている資格のいずれか1つを記載すること。

【協定区分】 通信設備

所有資格	人数	備 考
1級電気通信工事施工管理技士	人	
2級電気通信工事施工管理技士	人	
技術士	人	
建築業法第7条第2号イ、ロ、ハで定める者	人	
合計	人	

※ 会社に所属する派遣可能技術者の全ての人数を記載し、同一人物が複数の資格を所有している場合は、記載されている資格のいずれか1つを記載すること。

3. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の可否

派遣可能作業員の人数	自 社:	人
	協力会社:	人

4. 平成20年度以降の関東地方整備局における工事で元請として施工実績

【協定区分】 電気設備

工事件名	工 期	発注者名
	~	
CORINS番号		

※ 施工実績は、最新のものを記載し、CORINSの写しを添付すること。

ただし、CORINSでの記載内容で実績が不明な場合については、工事の施工内容がわかるもの（仕様書等）を添付すること。

【協定区分】 通信設備

工事件名	工 期	発注者名
	~	
CORINS番号		

※ 施工実績は、最新のものを記載し、CORINSの写しを添付すること。

ただし、CORINSでの記載内容で実績が不明な場合については、工事の施工内容がわかるもの（仕様書等）を添付すること。

河川災害時の応急復旧業務に関する協定書

(電気設備) (通信設備)

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長 村田 啓之（以下「甲」という。）と、○○○○（株）代表取締役 ○○○○（以下「乙」という。）は、河川の自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害（以下「災害」という。）における災害の拡大防止のための応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、荒川上流河川事務所が管理する河川管理施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（協定の適用区分）

第2条 協定が適用される区分は、電気（通信）設備に関する応急復旧等とする。

（業務の実施区間）

第3条 業務の実施区間は荒川上流河川事務所直轄管理区間の全区間とする。
(別紙一とのおり)

（業務の実施体制）

第4条 甲は、河川に災害が発生し、応急復旧が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により、乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告ならびに甲の指示により緊急活動を実施するものとする。
3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。
4. 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保状況、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

（業務の指示）

第5条 業務の指示は、甲又は第3条に定める区間を担当する出張所長及び事務所職員等（以下「職員等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第6条 乙または第4条第3項で定めた現場責任者は、指示を受けた業務を完了したときは電話等の方法により直ちに職員等へその旨を報告するものとする。

（業務の実施報告）

第7条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに職員等へ報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、第4条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

なお、乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え第4条第2項の業務に際し、使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

(連絡先の報告、提出)

第10条 乙は、予め災害に備え第4条第2項の業務に際し、甲へ連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、甲の災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第12条 甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間に出動を要請するときは、乙に協議するものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第14条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第15条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第16条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していかなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請を問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式または直前1年間の完工工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(訓練等への参加)

第17条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(有効期限)

第18条 この協定の有効期限は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(協定の解除)

第19条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第20条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第21条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日 建設省厚第91号)に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

(雑則)

第22条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 埼玉県川越市新宿町3-12
国土交通省 関東地方整備局
荒川上流河川事務所長
村田啓之

乙 ○○○○(所在地)
○○○○○(株)
代表取締役 ○○ ○○